

原子力災害対策編

パブリックコメント 2015.3.10～25

第1章 総 則

第1節 防災原子力災害対策を重点的に**充実実施**すべき地域の範囲等

第1 防災原子力災害対策を重点的に**充実実施**すべき地域の範囲

~~原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方についての中間報告案（平成24年3月22日）によると、原子力発電所に係る防災対策を重点的に**充実すべき地域**については、これまでのいわゆる緊急時計画区域（EPZ：Emergency Planning Zone）に代えて、緊急事態発生初期段階で実施する防護措置の準備のために、本地域内に以下のとおり区域が設けられた。施設からの距離、周辺環境条件、気象、人口分布等を勘案して、区域に応じた適切な防護措置を迅速に実施できるよう事前に準備しておくことが必要であるとされている。~~

~~原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとされている。~~

~~原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。~~

1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

~~東京電力福島第一原子力発電所においては、事故が急速に進展したため迅速な対応が求められた。急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、主として放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域（PAZ）を設ける。緊急時において、緊急事態区分に基づき予防保全的避難を実施するため、事業者は施設の状態に基づいて緊急事態区分を迅速に決定するための緊急時活動レベル（EAL）を予め策定し、緊急時においてはPAZ内の住民に迅速に通報するシステムを確立しなければならない。また、放射性物質の放出状況等を把握するための人力を介さない環境放射線モニタリング体制を整備する。~~

~~PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、後述するEALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（IAEA）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5 kmの間で設定すること（5 kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5 km」が目安とされている。~~

2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

~~国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえ運用上の介入レベル（OIL）等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を~~

~~準備する区域（UPZ）を設ける。OILは、IAEAの国際基準等を参考に規制機関が予め設定しておく必要がある。また、OILに基づく判断を行うため、環境モニタリングを行う体制を整備するとともに、緊急防護措置を迅速かつ実効的に実施できる準備を確立しなければならない。この際、当該地域における人口分布や社会環境条件（道路網等）を勘案し、必要に応じて段階的な避難を実施できるよう計画を策定することが重要である。~~

~~UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、後述するEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」が目安とされている。~~

~~真岡市境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約48kmの位置関係にあるため、本市に該当する区域はない。~~

第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）

~~東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、プルームに含まれた放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEAの安定ヨウ素剤予防服用の判断基準を用いると、その範囲が原子力発電所等から50kmに及んだ可能性があるとしており、今後、これを参考として、国において、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域における具体的な対応を検討していく必要がある。~~

~~この場合の防護措置は、自宅等建造物内への屋内退避が中心になると考えられており、また、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。~~

~~プルームによる被ばく線量を回避する防護措置は、施設の緊急時対応レベル（EAL）や運用上の介入レベル（OIL）の基準、放射性物質の拡散状況の推定等に基づいて実施されるが、住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する必要がある。~~

~~このため、放射性物質拡散予測シミュレーションを踏まえ、必要とされる防護措置を実施するものとする。~~

~~UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合があるとされている。~~

~~プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることが困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。~~

~~※PPAの範囲、防護措置の内容等については、原子力規制委員会において検討中のため、原子力災害対策指針の見直し後記載予定~~

第2節 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル (EAL) が設定された。

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は、次のとおりである。

区分	<u>警戒事態 (EAL 1)</u>	<u>施設敷地緊急事態 (EAL 2)</u>	<u>全面緊急事態 (EAL 3)</u>
事態の段階	<u>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な避難行動要支援者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階</u>	<u>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階</u>	<u>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</u>
措置の概要	<u>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始</u>	<u>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を実施</u>	<u>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施</u>

第3節 運用上の介入レベル

第1 運用上の介入レベル (OIL)

運用上の介入レベル (OIL) とは、放射性物質拡散後、被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

1 防護措置

(1) 避難・屋内退避等の基準と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難なもの一時屋内退避を含む。)
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

(2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm β 線 : 13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染

(3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	$0.5 \mu\text{Sv/h}$ (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であつて、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第2.4節 計画の基礎とすべき原子力災害の想定

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

本市と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、福島県には、~~東京電力福島第一及び第二原子力発電所が所在し、それぞれ2基及び4基の原子炉が設置されている。~~災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、~~廃炉が決定されている。~~福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

本市から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、真岡市役所から直線距離で約46.53kmの位置関係にある。

○対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離 (市役所より)	134.9 142.0km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	各238.1万kw				329.3万kw
電気出力	46万kw	各78.4万kw				110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定				定期検査中	

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所	
事業者名	東京電力株式会社				日本原子力発電株式会社	
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村	
距離 (市役所より)	125.6 132.6km				46.0 53.2km	
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—	
熱出力	各329.3万kw				329.3万kw	
電気出力	各110万kw				110万kw	
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11	
備考	停止中				定期検査中	

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離 (市役所より)	170.8 167.1km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	各329.3万kw					392.6万kw	
電気出力	各110万kw					各135.6万kw	
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中	停止中			定期検査中		

第2 原子力災害の想定

1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、~~隣接県にある原子力発電所等に関する旧原子力安全委員会~~が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ:Emergency Planning Zone)にも本市の地域は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が~~防災対策を重点的に充実すべき地域のこの~~範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第3 予測される影響

1 ~~防災~~原子力災害対策を重点的に~~充実実施~~すべき地域の範囲等

~~原子力規制委員会~~が示す「原子力災害対策重点区域」では、~~防災対策を重点的に充実すべき地域の内容として、~~予防的防護措置を準備する地域(PAZ:Precautionary Action Zone)及び緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)のほか、~~プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA:Plume Protection Planning Area)~~が示されており、~~UPZ区域の範囲の目安については、~~原子力発電所等から概ね半径約30km、~~また、PPAの具体的範囲については、~~今後、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、~~原子力災害対策指針に記載する。~~

原子力災害対策指針による「原子力災害対策重点区域」では、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、予防的防護措置を準備する地域(PAZ:Precautionary Action Zone)及び緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)として、それぞれ、原子力施設から概ね半径5km及び30kmが目安とされた。また、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA:Plume Protection Planning Area)の検討についても示されている。

2 栃木県における具体的影響、想定等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など住民生活と産業に大きな影響を与えている。

(2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性物質の被ばく等の影響などが想定されることから、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置を想定する必要がある。

※~~国等が実施する放射性物質拡散等シミュレーション結果等を記載予定~~具体的影響については、原子力規制委員会においてPPAの範囲等が検討中のため、原子力災害対策指針の見直し後記載予定

第2章 予 防

第1節 初動体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

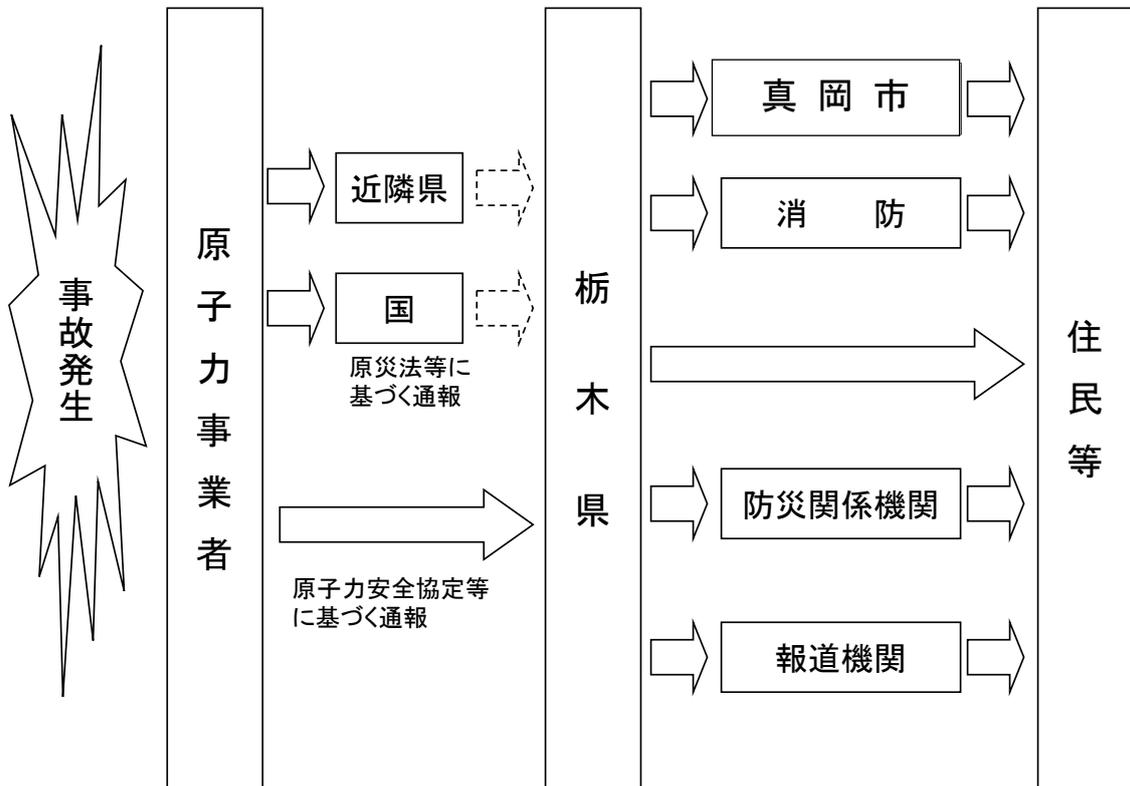
市は、県との間で連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の共有に努める。

第2 通信手段の確保等

1 通信連絡網等の整備

市は、県等が行う緊急時における通信連絡網等の整備に協力する。

※緊急時における流れ



第2節 住民等への情報伝達体制の整備

第1 情報伝達体制の整備

市は、県からの情報を、防災行政無線、市ホームページ等の様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

第2 避難行動要支援者等への情報伝達

市は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、情報伝達において困難が予想される避難行動要支援者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

第3 相談窓口の設置

県は、県警察、市・消防機関等と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定める。

市は、相談窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。特に事故発生後は、短時間で相当数の問い合わせに応じる必要があると想定される。

第4 情報提供項目

市は、国や県と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、住民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

第3節 避難活動体制等の整備

第1 避難体制等の整備

1 避難計画の策定等

市は県及び防災関係機関と連携し、屋内退避及び避難誘導計画を策定する。なお、避難計画の策定等に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設の入院患者、入所者をはじめ避難行動要支援者の避難について、十分配慮する。

※避難計画の策定については、原子力規制委員会においてPPAの範囲等を検討中

2 避難所の指定等

(1) 避難所の設置及び資機材の整備

市は、学校、公民館、福祉センター等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により避難所及び福祉避難所を確保する。

(2) 避難誘導用資機材

市及び県警察、消防機関は、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

3 避難所、避難方法等の周知

市は、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

4 安定ヨウ素剤の投与体制の確立整備

市は県と連携し、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布・服用を行うため、~~平常時の配備~~緊急時の手順や体制を整備する。

市は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。

※安定ヨウ素剤の配備等については、原子力規制委員会においてPPAの範囲等を検討中

第2 避難指示の判断

1 避難等の判断基準等

~~緊急時環境放射線モニタリング等による予測結果などにより、住民が受けると予測される実効線量又は等価線量緊急時モニタリング結果などにより、空間放射線量率等~~が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市長等に対し、~~地域住民の屋内退避、コンクリート屋内退避、OILに基づき避難等~~の指示が発出される。

【屋内退避及び避難等に関する指標】

予測線量		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウラン又はプルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50mSv	100～500mSv	住民は自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか又は避難すること。
50mSv以上	500mSv以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか又は避難すること。

※国において改定予定

【避難等の基準】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目的に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難なもの一時屋内退避を含む。)
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

PPAにおける防護措置については、自宅内への屋内退避が中心になるとされており、本県の一部の地域がPPAに含まれることが予想されることから、県及び市は、屋内退避等に係る伝達方法等について整備する。

第3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行う。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定する。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のE P Zの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

第4 避難行動要支援者等への対応

市は、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第4節 住民等の健康対策

第1 資機材の整備等

1 活動用資機材の整備

市は、県等が実施するスクリーニング、人体への除染等を実施する資機材の整備に協力する。

2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、県等が実施する防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備・維持管理に協力する。

第2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

市は、県及び関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（~~非~~サーベイランス放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

(1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

(2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

第5節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

第1 検査体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。本県においても、野菜類、茶、牛肉、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行った。

市は、県と連携し、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

さらに、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、~~市や~~ **県と連携し**、関係団体等に対して、平常時から検査体制等を説明し、理解と協力を得る。

第6節 児童生徒等の安全対策

第1 原子力防災体制の整備

幼稚園、保育所、小・中学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、学校等は、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、原子力災害時における教職員等の共通理解を図るとともに、保護者及び関係者への周知に努める。

市は、学校等が計画等を策定する際に、県に対し情報提供など必要な支援要請を行う。

第7節 緊急輸送体制の整備

第1 道路交通管理体制の整備

市の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路機能を確保できるように、国及び県と協力し、情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図る。

第8節 住民等に対する普及・啓発活動

第1 市民等に対する普及・啓発

市は、国、県、原子力事業者等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- 1 放射性物質及び放射線の特性
- 2 原子力発電所等の概要
- 3 避難等施設の位置
- 4 原子力災害とその特性
- 5 放射線による健康への影響及び放射線防護
- 6 本市の平常時における環境放射線の状況
- 7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- 8 屋内退避・避難
- 9 安定ヨウ素剤の服用
- 10 放射性物質による汚染の除去

第9節 防災訓練の実施

第1 訓練計画の策定及び実施

市は、県が実施する総合訓練のほか、以下に掲げる防災活動について協力する。

- 1 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- 2 緊急時通信連絡訓練
- 3 緊急時の県モニタリング訓練
- 4 住民等に対する情報伝達訓練

訓練の実施に当たっては、行政機関のほか、住民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部等の設置

第1 市の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

配 備 の 種 類	災 害 の 態 様	体 制	配 備 要 員	
注意配備	近隣県における原子力発電所等において事故等 <u>(EAL 1)</u> が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	(市民生活部) 安全安心課	
警戒配備	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があった場合 <u>(EAL 2)</u> ②総務課市民生活部長が必要と認めた場合	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	(市民生活部) 安全安心課 (総務部) 総務課 (健康福祉部) 健康増進課 (産業環境部) 農政課、 環境課 (建設部) 建設課、 下水道課 (水道部) 水道課 (教育委員会) 学校教育課	
非常配備	①原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合 <u>(EAL 3)</u> ②市長が必要と認めた場合	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

第2 注意配備

市は、近隣県における原子力発電所等において事故等 (EAL 1) が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意配備をとる。

担当職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の概要
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 必要に応じて関係部局等への通報
- (4) 必要に応じて市長等への報告や住民等への周知
- (5) 災害応急対策（小規模）

第3 災害警戒本部の設置（警戒配備）

市は、特定事象発生のお知らせを受けた場合 (EAL 2) 又は特定事象発生のおそれがあると市長が認めた場合は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 県から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
- イ 県から緊急時の通報を受け、市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- エ その他市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、真岡市役所内に設置し、事務局は安全安心課が運営する。

(3) 災害警戒本部の解散次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、原則として真岡市地域防災計画の定めるところによる ことも のとし、必要に応じて、県の職員や関係市町の職員を加えるものとする。

4 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が災害時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者の順位は、次のように定めておくものとする。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 市民生活部長

第4 災害対策本部の設置（非常配備）

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

市は、原子力緊急事態発生 (EAL 3) の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると市長が認めた場合は、国、県及び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 県から原災法第15条第1項に定める通報があったとき。
- イ 県から緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で500 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- エ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
- オ その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、真岡市役所内に設置し、事務局は安全安心課が運営する。ただし、市役所庁舎が使用不能になった場合は、次の施設を代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

名称	所在地	電話番号
真岡消防署	真岡市荒町107-1	0285-82-3161

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続する。

(4) 災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに県に通報する。

3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、原則として活動体制は水害・台風・竜巻等風害対策編第2章第1節の通りとする。

本部及び各班の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関すること
- (2) 災害応急対策の実施、調整
- (3) 本部の活動体制に関すること
- (4) 各班の活動体制に関すること
- (5) 国、県への応援要請
- (6) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整
- (7) 応援に関すること
- (8) 災害広報に関すること
- (9) 災害対策本部の解散
- (10) その他重要な事項に関すること

5 代決者

本部長（市長）が災害時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者の順位は、次のように定めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 市民生活部長

第5 防災業務関係者の安全確保

市、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防護対策

市は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。

2 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で 5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSvを上限とする。

イ 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

(2) 市は、県及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

(3) 市~~は~~は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第2節 情報の収集・連絡活動

第1 警戒事態発生情報等の連絡 (EAL 1)

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、県では原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて市町、消防等関係機関への通報や住民等への周知を行う。市は、県からの通報を受け必要な情報を住民へ周知する。

第2 特定事象発生情報等の連絡 (EAL 2)

原子力発電所の原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、~~15分以内を目途として、直ちに~~原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

第3 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 (EAL 2)

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

県は、国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を、市・消防機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡 (EAL 3)

(1) 要員の確保

市は県と連携し、原子力事業発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集等

市は、県や関係機関から原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、県や近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策について活用する。

第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市は県と連携し、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

第3節 住民等への情報伝達

第1 住民等への情報伝達活動

1 住民等に対する情報伝達

- (1) 市は県と連携し、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に住民に向けて提供し、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- (2) 市はインターネット等を活用した情報の提供に努める。
- (3) 市は県と連携し、住民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を県等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

2 情報伝達の内容等

(1) 情報伝達に当たっての留意事項

市は県と連携し、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 避難行動要支援者への配慮

市は県と連携し、住民等への情報伝達に当たっては情報伝達において困難が予想される避難行動要支援者に配慮する。

(3) 情報伝達内容

- ア 事故・災害等の概況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

(4) 広報内容の確認

- ア 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う
- イ 発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

市は、県の公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

第4節 屋内退避・避難誘導等

第1 避難等措置の実施主体

住民の避難等の措置を講じるに当たっては、市のほか、県、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

市は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

第2 屋内退避、避難等の実施

1 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市は県と連携し、住民に対して情報提供を行う。特に、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視覚・聴覚障がい者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達に困難が予想される避難行動要支援者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

2 避難誘導等

(1) 市は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

(2) 市は、県、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

3 避難状況の確認

市は県と連携し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は県警察、消防機関等と協力し、住民の避難状況等を的確に把握するものとする。

第3 安定ヨウ素剤の服用等

1 安定ヨウ素剤の配布

市は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、あらかじめ定められた配付計画に基づき、関係機関と連携し、安定ヨウ素剤を住民に配付する。

2 安定ヨウ素剤の服用指示

市は、適切な服用場所において、医師等専門家の指示のもと、住民等が速やかに服用できるよう指示する。

※安定ヨウ素剤の配布等については、原子力規制委員会においてPPAの範囲等を検討中

第4 避難所等の開設、運営

1 避難所の開設

市は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 避難所の管理・運営

(1) 市は県と連携し、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2) 市は県と連携し、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

(3) 市は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

3 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 市は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

第5 県外からの避難者の受入

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本市に避難することが予想される。

市は、市内施設の避難所を設置・運営するに当たっては、県に対し、必要な支援、調整等を要請する。

また、市は、県に対し、県内の旅館等を県が借り上げて避難所とするほか、県営住宅等への受入れや民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供することの検討を要請する。

なお、県外からの避難者の円滑な受入れのため、近隣県等の災害対策本部等と情報交換や職員の受入れに努めることとする。

第6 避難行動要支援者等への配慮

市は、避難行動要支援者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

第4の2節 広域一時滞在対策

風水害等対策編第3章第8の2節「広域一時滞在対策」を準用する。

第5節 医療・救護活動等

第1 住民等を対象とする健康相談等の実施

1 避難者等に対する健康相談等の実施

市は県と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

【人のスクリーニング等の基準と措置の概要】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
OIL 4	<u>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</u>	<u>β線：40,000 cpm</u>	<u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</u>
		<u>β線：13,000 cpm</u> <u>【1ヶ月後の値】</u>	

2 相談窓口の設置

市は県と連携し、保健センター等に住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

市は県と連携し、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所に対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第6節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、市は、県が実施する放射性物質に係るモニタリング検査や放射性物質の測定結果の提供を受け、速やかに住民に情報提供を行う。

また、飲食物の摂取制限の実施に当たっては、国の緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することとされている。市は、当該情報の提供を受けた場合は、速やかに住民に周知する。

なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

第2 食品等の出荷自粛要請及び解除

市は、県が実施するモニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合は関係団体等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、ホームページへの掲載等、様々な手段を使って住民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

市は、県から出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合し、出荷自粛等を解除されたとする情報が提供された場合は、生産者及び住民等へも広く周知する。

第3 飲料水の安全対策の実施

市は、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められると県から情報提供があった場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

なお、市は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備する。

第4 食品等の供給

市は、食品等の摂取制限等の措置を県が町に指示した際、県と連携し、関係住民への応急措置を講じる。

第7節 児童生徒等の安全対策

第1 児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

市は、国や県と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第4章 復旧・復興

第1節 住民等の健康対策

第1 住民への対応

市は、県と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

第2 健康影響調査

1 調査の検討

市は県と連携し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

2 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

3 メンタルヘルス対策

市は、国、県、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、住民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

第3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

1 健康調査

健康調査を実施するに当たり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

2 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。

3 その他

(1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校の設置者等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所

について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

- (2) 学校等の設置者は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

第2節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

第1 基本方針

市、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び住民は、連携して放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、市、県等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。

第2 除染の実施

市、県、その他防災関係機関及び住民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

なお、除染を実施する際は、住民の意見を十分に尊重するものとする。

- (1) 線量が比較的高い地域については、必要に応じて表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、子どもの生活環境を優先して除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質については、可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌の発生抑制に配慮する。
- (3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。
- (4) 住民所有の家屋等の除染については、所有者の責任と判断において「真岡市放射性物質除染マニュアル（家庭用）」（平成24年3月策定）等を参考とし、行うものとする。

第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

市は、国、県、原子力事業者等と連携して、原子力災害により発生した放射性物質に汚染された廃棄物の処理を実施する。

市は県と連携し、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管するとともに、保管、処分にあたって関係者の理解を得るため国への協力を行う。

市は県と連携し、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の

量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

また、市は県と連携し、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、発生した廃棄物を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。

県及び市は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第3節 損害賠償

市は県と連携し、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。